



社援基発 0322 第 2 号
障精発 0322 第 3 号
平成 23 年 3 月 22 日

各都道府県民主主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長



東北地方太平洋沖地震による被災者に対する社会福祉士、
介護福祉士及び精神保健福祉士登録簿への登録済証明書の発行について

今般の東北地方太平洋沖地震による被災のため社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録証を汚損又は失った者の社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録簿への登録の証明について、別添のとおり取扱うこととしたので、参考までに通知いたします。

(別添)

東北地方太平洋沖地震による被災者に対する社会福祉士、
介護福祉士及び精神保健福祉士登録簿への登録済証明書の発行について

東北地方太平洋沖地震による被災のため、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士登録証を汚損又は失った者に対して、次のような対応を行うこととする。

1. 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の登録を受けた者が、就職等の手続きに際して登録証を必要とする場合、被災により登録証を汚損又は失った者に対し登録済証明書を発行することとする。

本登録済証明書の有効期限は平成23年12月31日までとし、手数料は要しない。

2. 申請は、直接指定登録機関である財団法人社会福祉振興・試験センターに直接電話又は、はがき等により申し出ること。

なお、はがきにより申し出る場合には、氏名、現住所（現在の連絡先）、生年月日、性別、本籍地（都道府県名）を必ず記載すること。

申請先 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号SENPOSビル内

財団法人社会福祉振興・試験センター試験室

TEL 03(3486)7521